

# 鷹の贈答儀礼 ―統一政権における鷹贈答の意義―

人文学部人間文化過程 アジア文化コース 日本史ゼミナール

一二H一一〇五 蒔苗 陽子

## 【目次】

はじめに

第一章 時の権力者と鷹狩

第二章 織豊政権下における鷹贈答の意義

第一節 織田政権下における鷹贈答の意義

第二節 豊臣政権下における鷹贈答の意義

第三章 徳川政権下における鷹贈答の意義

第一節 徳川政権下における鷹献上システム

第二節 天皇への「御鷹之鶴」献上

第三節 鷹贈答儀礼の構造

おわりに

## 【論文要旨】

津軽は鷹との関連が強い土地である。次の史料は、津軽氏が始めて統一政権に公式に鷹献上を行った記録である。『津軽家文書』天正十七年（一五八九）十二月二十四日（推定）南部右京亮（津軽為信）宛豊臣秀吉朱印状には、次のように書かれている。

豊臣秀吉朱印状

為音信黄鷹一居、蒼鷹兄一居到来、悦思召候、於路次損候者、併志同前候、重而遠路候間、鷹数無用候、猶増田右衛門尉、木村弥一右衛門尉可申候也、

十二月廿四日 （朱印）

南部右京亮とのへ

秀吉が為信の黄鷹と蒼鷹献上に対して謝辞を述べたことが書かれている。為信は、天正十七年八月に「叛逆之族」として秀吉に認定されているにも関わらず、鷹を献上することでその認定を取り消すことができた。このように、鷹を献上することによって、今までの不義を帳消しにする効果や領土支配を承認される効果が得られたと考えられる。つまり、鷹を贈答することには大きな意義があったことがうかがえる。では、その意義とは具体的にどのようなものであるうか。本論文では、その意義について自分なりに位置付けることを目的とする。

本論文の構造としては、三章構成で、鷹の贈答儀礼についての意義を探っていく。第一章では権力者と鷹狩について古代に遡って鷹狩禁令の側面から述べる。第二章では織豊政権下における鷹贈答の意義を説明し、その上で第三章では徳川政権下における鷹贈答の意

義について考察していく。

第一章では、根崎光男氏の論考によりながら、古代から戦国期における鷹狩の権利者について、禁止令等をもとに明確にしていた。鷹狩の歴史を古代からたどることで、鷹狩の全体像だけでなく、いかに鷹が権力と結びついてきたかについて明らかにした。この中で注目したいのが、十二世紀前後で鷹狩禁止令を出す主体が異なるということである。十二世紀末以前は天皇が、十二世紀末以降は鎌倉幕府が禁令を出している。武士による政権の成立により、政治の主体者が天皇から武士への転換を迎えた。それに伴い、武士が表立って鷹狩を行うようになったと考えられる。しかし、鎌倉時代以降も天皇は鷹狩を行っていた。その根拠として次の二点をあげた。一点目が、幕府によって出された鷹狩禁令は公家ではなく武家に出された法令だということ、二点目が、鷹が天皇の所有物だという認識が依然として見られたこと、である。つまり、十二世紀前後では政治主体の変化により、武士も表立って鷹狩を行うようになったものの、天皇が鷹狩を行わなくなったわけではなかった点は注意される。その一方で、鎌倉幕府成立以降、戦国期にかけては、武士による鷹狩が活発化していった。鷹狩の活発化に伴い、鷹の贈答儀礼も南北朝から戦国期、織田政権下、豊臣政権下という流れの中で頻繁に行われるようになっていった。鷹の贈答自体は古代から行われているが、こうした鷹の贈答に鷹狩目的以外の意義付けをし、鷹の贈答を活発に行ったのが織田信長、豊臣秀吉両政権だったのである。

第二章では、鷹の贈答儀礼が活発化した織田・豊臣両政権に焦点をあてて、鷹に関する諸制度や当時の時代背景をもとに、鷹贈答の意義について見ていった。

第二章第一節では、織田政権下における鷹贈答の意義について考察した。織田政権下での鷹確保方法として、大名から贈与される場合と、人を奥羽に遣わして買い求める場合をあげた。どちらも信長が強制的に相手に献上させるといような面は見られなかった。その理由として、戦国時代という時代背景や、全国统一を果たしていなかったことの二点が挙げられる。戦国時代は実力で領国の支配権を獲得していった時代であり、支配の正当性に乏しく、將軍や朝廷の後ろ盾が必要だった。その際、將軍や朝廷に接近するための手段として用いられたのが鷹だった。また、当時、信長が領主階級や土地全てを掌握していたのは四か国にすぎず、その四か国以外には強制的に何かを「させる」ことは出来なかったのである。そのため、織田政権下における鷹献上は、諸大名が修好目的に献上するといふ、大名が鷹を優位に使う面が強かったことを指摘した。

第二章第二節では、豊臣政権下における鷹贈答の意義について考察した。秀吉は、天正十五年（一五八七）の日向鷹巢奉行の任命や、文禄初年における松前・津軽鷹の鷹献上システムを確立している。鷹献上システムとは、鷹を津軽から上方に献上する際に、道筋にあたる主要な宿泊地の人々に鷹餌の給与と道中の賄いを援助させ、遠方でも鷹を献上しやすいように便宜を図ったシステムのことである。これらの政策によって、秀吉は日向・松前・津軽の鷹を独占することが可能となった。また、秀吉がこれらの地域の鷹を独占したのは、名鷹が産出されるためという理由もあるが、全国统一を維持し続けるために行われ

た側面があると指摘した。秀吉にとっては東北・松前の地から鷹をわざわざ運ばせるということに意味があった。つまり、鷹を遠方の奥羽・松前から運ばせることは、統一政権の威令を最北まで徹底させようというねらいがあったのである。以上から、豊臣政権では織田政権とは異なり、大名に強制的に鷹を献上させることで、秀吉が鷹を優位に使う面が強かったと結論した。

第三章では、徳川政権下での鷹制度はいかなる変容を遂げたのか。これについて言及すること、徳川政権下における鷹献上の意義について説明していった。

第三章第一節では、豊臣政権下で始まった鷹献上システムがどのように変容したかについて述べた。鷹輸送を命じる老中奉書は、慶長九年（一六〇四）四月十日に出されたものを発端に、以下將軍の代替わりごとに発給されている。豊臣政権と徳川政権における鷹輸送システムの大きな違いは、鷹輸送を命じる老中奉書より明らかである。豊臣・徳川政権下では奉書を泊々に出しているのに対し、徳川政権下では諸大名に出している。このことは、この鷹献上システムによって、豊臣政権下では行いえなかった諸大名の統制を徳川政権下で実現できたことを示していると述べた。

第三章第二節では、徳川政権では天皇制を組み込むために、天皇への「御鷹之鶴」献上が行われたことについて考察を加えた。織豊政権下においても天皇への鶴献上は少なからず行われていたが、豊臣政権下における「御鷹之鶴」献上は恒例化されておらず、制度として整っているものではなかった。それに対して、徳川政権下では、慶長十七年正月以降、天皇への「御鷹之鶴」進献を恒例化し、天皇との結びつきを積極的に求めていったと考えられるのである。

第三章第三節では、「御鷹之鶴」進献は鷹の贈答儀礼の構造の中でどのように位置づけられるのか、鷹贈答の構造の面から見ていった。岡崎寛徳氏の論文を参照しつつ、気になった点として次の三点を挙げた。一つは、將軍―井伊家間の鷹贈答の構造と井伊家―家老間の構造が似通っているという点である。二つ目は、鷹供給藩が献上した鷹が將軍、井伊家、家老へといきわたり、鷹を媒介にして鷹供給諸藩と將軍、井伊家、天皇の三者がつながりを持つている点である。三つ目は、徳川政権下ではじめて制度化された鷹献上システムの中に、將軍から天皇への「鷹之鶴」献上も含み込んでいいのではないか、ということである。江戸時代においても主従の間で御恩と奉公の関係が見られ、特に三つ目の指摘に関しては、將軍から天皇に対しての「御鷹之鶴」献上が恒常的に行われていることから、この中に天皇を含み込むことは可能であると考えた。すなわち、徳川政権下における鷹贈答の中には、將軍―諸藩（大名）・家臣、大名―家臣を繋ぐだけでなく、そこに天皇制をも組み込むことが可能となったと指摘した。

以上の考察を踏まえて、鷹狩・鷹の献上の意義を改めて考えてみると、自分から見て上の立場の者に贈るのか、それとも下の立場の者に送るのかによって二通りの意義が考えられる。まず、上の立場の者が下の立場の者に鷹を下賜する場合である。この場合は、上の立場の者が権力の拡大をはかれるという意義がある。豊臣・徳川両政権で行われた鷹献上

システムのようになり、鷹献上により統一政権を維持、拡大することが可能になった。次に、下の立場の者が上の立場の者に鷹を献上する場合である。この場合は、下の立場の者が上の立場の者に、自らの支配の正統性を認めてもらう意義があった。武家政権全体で見られるように、成り上がりの武士たちは、権威による支配のための後ろ盾がないという欠点があった。そのため、権力との結びつきを求め、政権であれば天皇、大名であれば将軍との接触を図ろうとした。そのとき、権威との接触を円滑に進める道具として鷹献上は非常に大きな役割を果たしたのである。また、この二通りの意義は、織田・豊臣・徳川政権において総じて見られるものであった。

鷹は、長谷川成一氏が「武家政権の権威発揚に不可欠の装置」と指摘する通り、いつでも権力とともにあった。権力によって使われ、権力によって禁止されてきた。鷹が古来より蓄積した権力とのつながりを、時の権力者は巧みに利用してきたのである。では、なぜ鷹だったのだろうか。鷹には、天皇（公家）と武家（天下人・将軍・大名）、もしくは武家相互（天下人・将軍・大名）をつなぐ役割があったからである。鷹匠が捕えた鷹は、その土地の統治者に献上される。統治者（鷹供給藩の大名）は、将軍や諸大名へ鷹を贈る。将軍は天皇や家臣へ鷹を贈り、また、鷹をもらい受けた諸大名は、家臣や他大名へ鷹を贈る。このように、鷹贈答は贈った時点で完結せず、身分差・階級差を超えて派生していく。この派生によって、様々な効果が生み出されてきた。天下人や将軍にとっては、鷹献上システムのようになり、諸国統治をいきわたらせる装置として働いた。また、大名にとっては鷹を贈ることで、直接的に将軍、間接的には天皇との結びつきを得ることができたのである。つまり、統一政権における鷹贈答の意義とは、鷹の持つ「身分差・階級差をつなぐ」力を用いて、ある時は権力の拡大を、またある時は支配の正統性を肯定される、ということところにあつたと考えられるのである。

#### 【参考文献】

- ・秋吉正博『日本古代養鷹の研究』思文閣出版、二〇〇四年
- ・芥川龍男「戦国武将と鷹―太閤秀吉の日向鷹巢奉行設置をめぐって」『日本中世の政治と文化 豊田武博士古稀記念』吉川弘文館、一九八〇年
- ・池上裕子『日本の歴史 第十五巻 織豊政権と江戸幕府』講談社、二〇〇二年
- ・大友一雄「鷹をめぐる贈答儀礼の構造―将軍（徳川）権威の一側面」『国史学』一四八、国史学会、一九九二年
- ・大友一雄「近世の献上儀礼にみえる幕藩関係と村役―時献上・尾張藩蜂屋柿を事例に―」『徳川林政史研究所紀要』二二三、徳川林政史研究所、一九八九年
- ・大友一雄「近世の御振舞いの構造と「御鷹之鳥」観念」『史料館研究紀要』二六、文部省史料館、一九九五年
- ・岡崎寛徳「献上鷹・下賜鷹の特質と将軍権威」『弘前大学国史研究』一〇六、弘前大学国史研究会、一九五六年
- ・岡崎寛徳「近世武家社会における諸鳥下賜・饗応儀礼の展開」『中央史学』一九（三）、中央史学会、一九七七年
- ・岡崎寛徳「近世武家社会における鷹贈答の構造―彦根藩井伊家を中心として」藤野保編『近世国家の成立―展開と近代』雄山閣出版、一九九八年

- ・岡崎寛徳「幕府生類憐れみと大名の鷹贈答―津軽家を事例として」『大倉山論集』四三、大倉山文化科学研究所、一九九九年
- ・岡崎寛徳「享保期における鷹献上と幕藩関係―津軽家を事例として」『日本歴史研究』六二(二)、日本歴史研究会、二〇〇〇年
- ・岡崎寛徳『鷹と将軍―徳川社会の贈答システム』講談社選書メチエ、二〇〇九年
- ・加藤秀幸「鷹・鷹匠、鶴・鶴匠埴輪試論」『日本歴史』三三六、吉川弘文館、一九七六年
- ・菊池勇夫『幕藩体制と蝦夷地』雄山閣出版、一九八四年
- ・北島万次「幕藩制国家の成立と支配体制―豊臣政権の軍役体系と島津氏」北島正元編『幕藩制国家成立過程の研究―寛永期を中心に』吉川弘文館、一九七八年
- ・宮内省式部職編『放鷹』吉川弘文館、二〇一〇年
- ・小宮木代良「幕藩政治史における儀礼的行為の位置づけについて」『歴史学研究』七〇三、青木書店、一九九七年
- ・斎藤司「豊臣政権による鷹支配の一断面―諸鳥進上令の検討を通して」『地方史研究』二〇五、岩田書院、一九八七年
- ・塚本学『生類をめぐる政治―元禄のフォークロア』講談社学術文庫、一九八三年
- ・「新編弘前市史」編纂委員会編『新編弘前市史』通史編二(近世一)、弘前市、一九九五年
- ・根崎光男『将軍の鷹狩―鷹狩をめぐる政治と儀礼』同成社、一九九九年
- ・根崎光男「近世の鷹狩をめぐる将軍と天皇・公家」『人間環境論集』六(二)、法政大学人間環境学会、二〇〇六年
- ・根崎光男「江戸幕府放鷹制度の研究」吉川弘文館、二〇〇八年
- ・長谷川成一「北方辺境藩研究序説―津軽藩に課せられた公役の分析を中心に」『弘前大学国史研究』六八・六九、弘前大学国史研究、一九七九年
- ・長谷川成一「鷹・鷹献上と奥羽大名小論」『本莊市研究』本莊市史編さん室、一九八一年
- ・長谷川成一「陸奥国における太閤蔵入地試論―津軽地方を中心に」『弘前大学人文学部文経論叢人文科学篇』三、弘前大学人文学部、一九八三年
- ・長谷川成一「慶長九年の鷹献上文書について」『弘前大学国史研究』七六、弘前大学国史研究会、一九八四年
- ・馬場弘臣「近世前期の産物献上と献上御用―小田原藩の「鮎」献上をめぐる」『関東近世史研究』四〇、関東近世史研究会、一九九六年
- ・松尾美恵子「奉公」『日本古文書学講座』六、雄山閣出版、一九七九年
- ・盛本昌弘「後北条氏の水産物上納制の展開」『日本史研究』三五九、秋田屋、一九九二年
- ・盛本昌弘「戦国期の鷹献上の構造と贈答儀礼」『歴史学研究』六六二、青木書店、一九九四年
- ・盛本昌弘「豊臣政権の贈答儀礼と鷹狩」『中央史学』一三三、中央史学会、二〇〇〇年
- ・山名隆弘「太閤秀吉の鷹狩」『国学院史学』七十(十)、國學院大学出版部、一九六九年
- ・山名隆弘「織田信長と鷹狩」『国史学』八二、国史学会、一九七〇年
- ・山名隆弘「徳川家康と鷹狩」『国学院雑誌』八二(四)、國學院大学出版部、一九八一年